

○委員長（島 昌之）

- ・ 開会宣告
  - ・ 委員席の確認
  - ・ 議題の確認
- 

1 調査事件

(1) 労働基準監督署からの是正勧告について

○委員長（島 昌之）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、令和5年6月2日付けで、総務部から資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、総務部の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 理事者の入室を求める。

（総務部 入室）

○委員長（島 昌之）

- ・ 委員の皆様にも申し上げるが、新型コロナウイルス感染症対策の取組を終了したので、従前のおおりに、議運申し合わせに従い、理事者に質疑をする際には起立して発言していただくようお願いする。
- ・ 本件に係る資料についての説明をお願いするが、資料に記載がある令和5年4月7日付けの委員会提出資料を踏まえ、関連する事項の説明も併せてお願いする。

○総務部長（池田 幸穂）

- ・ 4月7日付けで資料を提出した会計年度任用職員の最低賃金を下回る給与支給について及び6月2日付けで提出した労働基準監督署からの是正勧告について説明する。
- ・ 資料説明：会計年度任用職員への最低賃金を下回る給与支給について（令和5年4月7日付 総務部調製）
- ・ 資料配付：労働基準監督署からの是正勧告について（令和5年6月2日付 総務部調製）
- ・ 説明は以上であるが、是正・対応まで時間を要してしまい、さらに集計誤りをするなど対象となった職員に御迷惑をおかけしたこと、また、市政に対する市民の信頼を損なう事態となったことに深く反省しおわびを申し上げます。
- ・ 今後はマニュアル整備などの再発防止を行い、適正な執行に努めたいと考えている。

○委員長（島 昌之）

- ・ お聞きのおおりにあつた。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か発言あるか。

○福島 恭二委員

- ・ それでは、私のほうから何点か質問したいと思う。
- ・ この問題については選挙前の話であつたが、事の重大さを考えて委員協議会の招集を申し上げたが、それぞれが忙しいということもあり、最終的には正副委員長からの要請に対しても参加できかねるといふことになつて開かれなかつたわけで、したがつて、私としては改めてこの問題に対する本質的な

認識というか、私ども委員も含めて、もう少し事の重大さを考えるべきであったのではないかなと思ったりもしているが、ともあれば、そういう経過で開かれず今日まで来た。今回も特にその問題だけで、その経過だけで終わるのかなと思っていたら、最近になって改めて労働基準監督署のほうから勧告が出たという話であった。

- ・ このようにして、監督署からも勧告が出るほどの内容であったということを改めて知ったわけであるが、質問するに当たって、今回、その労働基準署から是正勧告が出されたということなので、その文書について資料要求したいと思うので、直ちに出していただきたいと思うがいかがか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 資料については、早急に提出させていただきたいと思う。

#### ○委員長（島 昌之）

- ・ 今、福島委員から参考資料の要求があり、提出可能と答弁があった。各委員に何うが委員会に資料を提出していただくということでよろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、資料の提出をお願いするが、資料を今提出していただくことは可能か。

#### ○総務部次長（土生 明弘）

- ・ 今から準備して、提出する。

#### ○委員長（島 昌之）

- ・ 準備が整うまで少しお待ちいただきたいと思う。
- ・ 資料の提出をしていただく、その間に、また質問を続けさせていただきたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 他に御発言あるか。

#### ○福島 恭二委員

- ・ それを見てからということでもあったけれども、大体は勧告の内容だから想像しているが、出てから関連して質問させていただきたいと思う。
- ・ いずれにしても、この問題について先ほども言ったように、市役所がこの最低賃金を下回る給与を支払ったという、しかも、聞くところによると、最初、本人から申し出があったときからの差額を支給して、さらに調査をした結果、改定された日から遡って支給したと。こういう経過もあったようだが、しかも1年以上にわたって61人の職員に滞ってきたと。
- ・ この問題については、やっぱり私は労働者に対する権利の侵害だったのではないかなというふうにする。こうしたことでの賃金でもって生活をしている労働者からすれば、言わば生活を脅かすような重大な事案だというふうにするわけであって、そういうことを考えると役所の取った態度というのは、そういうことを自覚していたんだろうかと思ったりもしている。私から言わせると、こういったことも全く考えずして、単なる賃金の差額の問題を失念したと言わんばかりの対応だったが、そういう状態で過ごしてきたのではないだろうかなと思うけれども。
- ・ しかし、今度は市役所が労働基準監督署から是正勧告されたということだ。これも本当に長い間、私も労働組合運動に参加してきた者の一人として考えたときに、少なくとも労働者の権利を守り、そして、また安全な職場を守りながら、民間の企業に対して、範を示さなければならない——指導する立場にある市役所が最低賃金を下回るような賃金状態で1年間も雇用してきたと、こういう状況は私

から言わせると本当に情けない限りである。まさに市民の信用を大きく失う事件であったのではないだろうかというふうに思う。

- ・ こんな大変な事件を起こしながら——今、部長からは最後に謝罪の言葉も入っていたが——当時この出された資料等々についても、全く反省の色もなく、謝罪の文もなかった。
- ・ こういったことが、私はこの当時新聞報道がなされて、新聞記者からも取材があったが、本当に憤りを感じて、なんで謝罪の一言も言えないのか、書けないのかと思って申し上げた。今の総務部長でないけれども、前総務部長がそのことについて、記者の取材に対して、少しは謝罪をしたようだから、それもないよりはよかったなと思っているけれども、ともあれこの出された資料の中にもそういったことは一切示されていない。これはやっぱり私はさっき言ったように、事の重大さを全く認識していないと。しかも、民間の事業者に模範を示さなければならない市役所がこういう問題について、全くそういった重大な認識をせずして過ごしてきたということについて、大変残念でならないところである。
- ・ 今回、そういった状況で4月7日に配付された資料では、対象職員が単純労務職員に適用されるのか、分からないから違法とは言えないんだと、あり得ない言い訳までしている。違法かどうか分からないなんて市役所が言える言葉なのかと。現にそういった職員がもう既にたくさん何年も前から採用されて、仕事に就いているわけだから、その問題についてこう指摘されたら、労基法に適用されるか、されないか分からないなんて発言すること自体が私は許せない話だというふうに思う。そんな状況だから、残念だけど1年間もほったらかして謝罪もせずして今日まできたと。極めて残念でならない。
- ・ 教育委員会が差額の支給対象となった職員に送った通知を見ていただきたい。これだって、最低賃金未満で働かせてきたとの謝罪の言葉もわびの一言もないのではないか。総務部も総務部であれば、担当の教育委員会も教育委員会である。総務部が謝罪したから、あるいは謝罪していないから、私どもで謝罪する必要はないと思ったかどうかは分からない。しかし、いずれにしてもそういったことについて、やっぱりそれぞれの部、それぞれの人間としての立場の中で判断できる話だと思うが、それすらなかったということである。
- ・ 改めてちょっと確認するが、技能労務職員は最低賃金法や労働基準法の適用を受ける職員なのか、それとも受けない職員なのかどちらなのか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 技能労務職員については、本市で令和4年9月に単純労務職員として該当する最低賃金法やその他関係法令の適用を受ける職員として判断しているので、適用を受ける職員だということである。労働基準監督署のほうとも、その旨の認識は共通しているところである。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 技能労務職員は存在しているのだから、そして最低賃金法が適用されて、最低賃金が引き上げられれば、引き上げられた賃金で支払われることは当然であって違法でも何でもない、適用職員なのだから。それを適用になるかならないか、他都市を調査してみなければならぬだとか、聞くところによると教育委員会のほうで尋ねたら、何を言ってんだと、公務員は最低賃金なんて適用にならないのだと、こんなことを言ったそうだ。これを聞いてあきれてしまった。恐らく、確認していないが対等の立場、部長なら部長、同じ部長だと思うが、やりとりしたけれども、そういう言葉を浴びせられたと

いうことである。調べもしないで、さらに追求されたら調べてみようかと調べた結果、適用されると。私からすると当たり前の話である。そういうこともわからない人が総務部長をやったり、職員を指導したりという立場にあるというのは、本当に函館市役所は大丈夫なのかと言いたい。適用されるんだ、これは最初から。何も調査もすることもない。適用を受けない技能労務職員なんていないんだ、函館には。その代替職員の技能労務職員だって、技能労務職給料表を適用している。

- ・ 最低賃金法の適用を受けることが、昔から当たり前になっている。今始まったものではない。人が替わるといっても、そんなことくらい当然のことで知っていなければならないはずだ。勉強不足だったとか、やれ失念したとかなんとかという問題ではない。本当に今の皆さん方に——当時の担当者でないから言いたくないが、今後のためにも申し訳ないけど聞いてもらう。本当にこんな状態、こんな市役所であったら、働く労働者も不安でならない。その都度、その都度、自分で確認してやらなければ、賃金が正しく、勧告どおり、法律どおり出されてるのか調べなければならなくなる。もう少し信用される、信頼される総務部であり、人事課になってほしいと思う。
- ・ もう一つ聞くが、今回、労働基準監督署にも最低賃金法が適用するかどうなのか、違法じゃないのかと言ったのか、最低賃金法が技能労務職員に適用されるものか、それとも違法ではないのかと尋ねたことがあるのか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 労働基準監督署とやりとりをしている段階では、もう本市のほうで技能労務職員を単純労務職員に該当するというふうに私どものほうで決めていたので、労働基準監督署にはこういう職員が本市には単純労務職員としているという前提のもとで、検査、調査を受けたところである。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 今の答弁からすると、改めてそういう確認をしなかったということだと思うから、それがせめてもの慰めというか、よかったことだと思う。この期に及んで、改めて労働基準監督署に違法だったのか、どうなのかと尋ねなかったこと自体はよかったと思うが、そういうことがちょっと心配なものだからちょっと聞いてみた。
- ・ 次に、労基署には違法だと結果的には認めたことになるわけだ。だけれども、4月4日に出された委員会資料では認めていない、違法かどうか調査をしているという段階だった。しかし今回、その違法だったということは労基署に尋ねもしないで、最低賃金法が適用される職員だったということで、改めて問い合わせをしなかったということできたんだけど、それは違法だった、そして適用される職員だったと言ってきたということだ。しかし、そのことは委員会にも、私どもにも正式に——私が質問したから応えたんだけど——なかった。そういうことをはっきり違法だと認めたと。だから労基署にも問い合わせをしなくて、労基署からも今になってそのとおりで、受け止めたわけだ。であれば、この資料を出す前に1回——この資料は出されているのだから、今日に当たって、それはこうであったと認めるような資料を改めて追加して出すのが普通ではないか、妥当ではないのか。私が質問してるから、改めてそれはそうだったとなるが、これに対する言葉も今どういう答弁するかは分からないが、資料は何も違法として認めた、こうなったという経過が一切ない。そのことについてどう考えているのか、どう答弁するつもりか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 確かに、4月の段階で提出した資料については、経過の——調査に時間がかかっているということをちょっと細かく説明するあまり、実際この段階で技能労務職員が単純労務職員に該当するというふうに判断しているという書き方をしているが、その時点で私どもとしては、その期間——下回っていた期間に関しては違法だというふうに判断したというつもりで記載しており、確かに、細かいもともと給与事務なものだから、内部事務だということもあり、きめ細かく議会に報告するというふうによつと考えが至らなかったと反省している。

#### ○福島 恭二委員

- ・ その段階で違法かどうかというふうに資料として書いてあるけれども、今となつては違法だと認めている。とすれば、それはそれなりに資料が既に出ているんだから、あの資料は後日こうなつたと、今日、委員会を開かなくても事前に出してもよかつたのではないか。そういうことが私としてはいかなものかと思う。あなた方の対応の仕方として、少し反省してもらわなければならないのではないか。やっぱり前の資料は資料として残っている、けどもこうなつたと。今、監督署から勧告が出たから、なおさらのこと言えるんだと思うけど。その前に調査した結果、あの時点ではこうだつたけど、後日、こうしたらこうなつたということがあつてもいいんじゃないか。私から言わせると、今回、委員会が開かれた。開かれなければ、あのままの資料で私の独り相撲で、独りで遠吠えして終わってしまう話だ。やっぱり調査して、間違えていたら間違いだということを明らかにしなくては駄目だ。これから十分にそのことを注意してやってもらわなくては困る。前の体質から頭も変わったから大分変わると思うんだけど。
- ・ それから結果的に、これは令和4年9月30日には、技能労務補助職員は最低賃金法の適用となるから差額を支給するという副市長決裁を取っている。だから9月30日の段階で副市長が違法だつたと認めている。にもかかわらず、1年間もほつたらかしておいて、そして、適用になるかならないか分からなかつたと。何て表現したらいいのかわからないけど、私から言わせると去年の9月30日の段階で、副市長はあなた方の見解に対して違法だというふうに認めている。上が認めているにもかかわらず、皆様方がそれを無視して、違法がずっと続いてきて、そして、1年以上もかかつてようやく追給しているわけだ。こういう作業というのはどういうことなのか。今、基準署から言われたから私どもに正式に違法だつたとの勧告も含めてお知らせすることになったけれども、しかし実際には、違法か違法でないかどうかと言ったら、副市長が既にもう去年の——令和4年9月30日の段階で違法であつたと認定している。にもかかわらず、1年も後になって追給している。この部分だって、一体、上下の関係からしたらどうなのか。副市長が決裁しているにもかかわらず原部が認めないと。こんなのあり得ないんでないの。
- ・ 皆様方はこれについて、いつ違法だと分かつたのか。分かつた日を教えてほしい。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 決裁を取つた令和4年9月30日の段階で、技能労務補助職員は最低賃金法の適用になるというふうに我々も認識して決裁いただいているので、その時点で違法になるという判断はしている。
- ・ 追給の話だが、令和4年9月30日の決裁後から対象職員となる61人の方に——いろいろもう退職されて離れている方もいるので、いろいろ口座の聞き取りの手続きだとかそういった手続きをして、1

月にほとんどの職員には追給が済んでいる。一部の職員だけ、なかなかそういった事務手続きが順調にいかなくて令和5年3月に支給して、それで追給が完了したというような手続きを取っている。

#### ○福島 恭二委員

- ・ ともあれ総じて取扱い、認識の問題に尽きるんだけど、違法か違法でないか分からないと言っておきながら、違法だと分かると。分かったにもかかわらず、直ちに追給しないと。1年間も何やっていたのか。1年間も調査しなければ分からなかった問題じゃないと思う。法律的に引き上がった差額を労働者に支給しなければならない、違法だから直ちに支給しなければならないという発想になぜならなかったのか。少なくとも分かった時点で、すぐに作業に取りかかって一日でも早く支給するという対応をするのが当然じゃないの、常識じゃないの。それすら何をちゅうちょしたのか1年間もほったらかしてきているという、こういう対応はあり得ない。やっぱり事の重大さ——多寡の問題ではない——確かに1時間当たりだと3円か4円の引き上げである。だけどそういう賃金で、低賃金で生活している人達である。そしたら、たとえ低い——どういってお金かも分からないが、一日も早く支給してやると、こういう気持ちに何でならなかったのかなど。過去形になってしまうけど、今は反省すると言っているから、当然やってもらわなきゃ困るけど。技能労務職員は、事務職と違って最低賃金法や労働基準法が適用となるのは基本中の基本だ。だから技能労務職員の給料表を適用している。それなのに適用になるか分からないとか何とかと言って、このようにして1年間も伸ばしてきたと。こんなことやって、これから総務部は信用されないよ。本気になって、口先でなくて腹の底から改めると、こういうことになっていかなければ、職員が安心して働けないと、こういう状況になってくると、責任逃れの答弁はやめて、ぜひ真摯に受け止めて、事の重大さをもう少し考えてほしい。多寡の問題でなくて。それは意見として申し上げる。
- ・ 次に、今言った最低賃金が改定されて、1年間も違反をしていた。何回も言うけど、この重大な事案を、差額を支給する副市長の決裁を受けた令和4年9月30日に分かっているながら、遅くともその時点で公表して本当は謝罪すべきだったんだと思うが、これもなかった。
- ・ お聞きするが、そのときはこういうことに気がつかなかったのか、副市長の決裁をもらった段階で、違法だと。この資料からいけば起案したのは、総務部なんだよね、確か。起案した段階で、もう既に違法だったことを認めてくださいと、認めましょうと決裁までいってるんだから、総務部も知ってるんだよね、当然起案したんだから。その段階で、何ですぐに公表しなかったのか。公表しないということは、最低賃金法がその労働者に適用になるのか、ならないのか分からないからと言ってきたんだけれども、適用になるという、それで違法だったと認めた。だからそういうことになった段階で、すぐさま公表して、謝罪すべきだったんだと思う。これはそういう経過があるにもかかわらず、今日まで躊躇してきたという理由は何かあるのか。そんなことまでやるなどか言われたとかということがあるのか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 本件については、当初から一定の問題意識を持ち、どのように課題を整理するか、いろいろ検討していたところである。給与事務という内部事務のことであったので、公表するかしないかというところまで思いを至らせることができなかったものである。

- ・ 結果として、最低賃金法に違反するという期間があったことは事実であり、そのようなことが判明した先ほどの決裁の時点で、速やかに議会への報告や公表をすべきだったと考えており、その点については深く反省している。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 改めて前段で今の部長が今のようなことをしゃべったんで理解するが、当時やっぱりあなたが人事課長で、全てこの調査をしたり起案したりする立場だったと——今もそうだけど、やっぱりもう少しその辺は——私から言うのはおこがましいけど、勉強するなり何なりして、もっとこういうことのないように、上が何と言おうと、これだって自信を持って言える状態で仕事してほしいと思う。
- ・ やっぱり市役所の中で原部で作業している人たちが、全て起案して、全て段取りしてくるわけだから、そのことが余程でない限りは、どうなんだということはないはずである。疑義があれば、これはどういう意味だというふうに聞かはずだ。残念ながらこれがそこまで及ばなかったから、原部の出したとおり発表して公表して、そして、違法か違法でないか分からなくなるなんていう話になった。それは原課のあなたの責任でもあると思う。そこはこれを契機に、将来のためにきちんと勉強し直したほうが良いと思う。
- ・ このことについて聞くところによると、前市長には4月のこの新聞報道の前日に初めて報告をしたそう。前市長が新型コロナウイルスに感染して休んでたときらしいが、こんな重大な事件をトップにも報告しなかった。こういうことはこれまで数多くあったんだけど、私に言わせれば——憶測かもしれないがこういう誤った事件、誤った事故を報告すれば、雷ががーんと落ちてくる。それは全部お前らの責任だとなる——私は想像してるんだけどね。だから、少しぐらいのことは報告せずしていこうと、みんなで当たれば怖くない方式になっちゃう。これが今までの工藤市政の実態だ。だから、本人は裸の王様同然だったんだ。自分の対応の仕方がまずいことからそうだったんだと思うが、同時にそういうことも全て報告をして指導を仰ぐという、上司が部下の責任を持つと、そういうことがきちんとなされていれば、こういうことはなかったはずだ。みんな都合が悪いことは上に報告しないで、何とか台風が通り抜けるまで穴に入って過ごそうという意識になっちゃうって、これはよくないことだと思う。
- ・ 私がたまたまこの問題について、ある職員からちょっと打診された。私も単純なことだと思った。大した問題でないと思った。だけど何度もこの技能労働職員に対する就職のあっせんだとか相談事もあった時期もあった。だから、当然それはそういう人たちがいることも労基法の適用になっているということも、私は私なりに当然のこととして知っていた。だから初めて調査したと、そしたら今度は何が起きたか。誰が福島に教えたのかと、福島はこんなもの分かるわけないみたいな話なんだよ、人をばかにする、こういう対応である。指摘されれば指摘された人を恨むんだと、そして市長に言えば怒られるから仕方なく隠すと、こういう組織はよくないよ、やっぱり。こういうことは結局何を産むかという、都合の悪いことは公表しないで隠す、隠蔽体質ができる。
- ・ 私、最初、委員協議会を招集請求するための文書を出した、私を含めた委員3人からの要請とね。その段階で何が注文ついたかという——これは誰からとは言わないが——隠蔽されてきたことについて問題があると、だから、委員会を開いてほしいと言った。そしたら、福島さん、隠蔽という言葉はちょっと控えてほしいと。担当ではないから、委員会を開いてくれということを知ってさく

ればいいから、それを消しましょうと。消した文書で委員会協議会の招集請求は出ている。だけでも改めて言わせてもらうが、そういったことについて都合が悪ければ、隠す、都合が悪いもの全部、議会にも報告しないで隠蔽すると。これまで数多く問題としてあった。これはよくないことだ。これはさっき言ったように、トップが——幹部が部下のやったことに対して責任を持たないから、そういうふうになってないからいいことは報告するけど、悪いことは誰も報告しないと。結果どうなるかというと、仕事はやりづらい、やっても怒られるからやらなくなるという体制になる。

- ・ まさかとは思いますが、これは市長が知らなかったんだけども、副市長は前から知っている。このときに副市長から何か報告しなくてもいいという指示があったのか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 本市のほうで会計年度任用職員の任用だとかそういったものは、専決規定で副市長の決裁、判断ということにしており、それに基づいて我々は手続きを取っている。違法であった部分に関しては、当然、議員おっしゃるとおり、市長に報告すべき案件だったと今となっては思っているところであるが、当時は事務手続きとして、専決規定で定めている対応に留めたところである。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 今さら、また誰が言ったとかなんとか言いたくないんだろうけども。けども、市長に報告する前に副市長が知って、副市長がそういうことでわざわざ認めただから、本来であれば、副市長から市長に言って、あるいはちゃんとやりなさいと指示を仰ぐのが普通なだけだけど、それ以降も今言ったように、1年間もほったらかしてきたんだから、だから私は、誰が福島に言ったんだという話からすると恐らく市長は知らなかったんだから、副市長の命令であなた方は余計なこと言うなど、伏せておくと、こういうことだったと思う。けどこれはね、答弁はいらないけどもよくないことだ。やっぱり悪いことは悪い、違法なら違法だと。私はね、特に言いたいのは監督署から勧告なんて受けるなんてことは恥ずかしいことなんだよ、市役所が。これがなければ、今回の委員会も——いずれの委員会ではしゃべるつもりで来たけど——だから今回、総務常任委員会にも残ったんだけども、こういう機会だから申し上げるけど——いずれにしても、こういう体質——いわゆる隠蔽体質というか、これをはびこらせてきた前の市長の対応のまずさと私は断言せざるを得ない。ぜひひとつね、そういうことを深く反省していただいて、二度とないように。改めて謝罪していただけるかどうかはあれだが、こういうことでは本当に安心して、信頼して働けないようになってしまうから。どうか信頼される市役所であり、信頼される部下、上司であって、市民とともに歩む姿勢だということを肝に命じて、仕事に就いてほしいなど。特に新しい部長さんには、これから私が言ったようなことも踏まえて、十分に反省するなり正直な行政をひとつやってほしいなど。やっぱり人間にだって誤りはあるからね。そのときは潔く、謝るなり責任を取る、明らかにして皆さんの判断を仰ぎ、そして進めていくと、こういう行政をぜひひとつ続けて欲しいなど、そういうようなことで、私の質問は終わりたいと思う。

（資料配付：労働基準監督署からの是正勧告書（令和5年5月22日付））

#### ○委員長（島 昌之）

- ・ 先ほど福島委員から資料の提出の要求があつて、今配付されたが、福島委員、この是正勧告書について何かあるか。このことについて説明を求めるか。

#### ○福島 恭二委員



- ・ 勧告の趣旨について、そして、これに対する取扱いを今後どうするかについてちょっと伺う。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 是正勧告書の中では、労働基準法と最低賃金法の違反という内容の是正勧告書になっており、労働基準法については、決められた給与の支給日、給与報酬の支給日に全額が支払われていないというような視点での勧告になっており、最低賃金法においては、当時の最低賃金額を下回っているという勧告である。最低賃金法が下回って支給されていたことによって、労働基準法のほうのその全額が支払われていないというところに抵触するような形になったというようにつくりである。
- ・ 今後の対応であるが、資料の右端に是正期日というのがあり、令和5年6月21日までに是正して、本件については是正したということを労働基準監督署のほうに報告することになっている。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 勧告書を改めてちょっと見たら、給与日は21日——これは21日に払わないで遅れて払ってきた。21日に支払っておらずだもんね。（「全額を支払っていない」との声あり）これは給与でないからいいんだろうけども。この内容の中で日数が誤っていたとかということも勧告された。ただ日数——これは監督署もよく計算したと思うんだけども、やっぱり上級官庁、監督官庁といえども、そういった細かい事までちゃんと計算をしている。後で見直したけど、役所なんてめくら判みたいなことを通るものが多いんだけども、そこまでやっぱりね、手を入れたということなんかも重く受け止めるべきだと思う。私はさすがだなと思っている。だから、そんなことも含めて今後、このようなことが二度とないような取扱いをぜひお願い申し上げて、強く申し上げて終わる。

#### ○委員長（島 昌之）

- ・ 他に御発言あるか。

#### ○市戸 ゆたか委員

- ・ 今、福島委員のほうからる質問があり、今回の委員会を開くことが出来て非常によかったなというふうに思っている。そうでなければ、本会議とかも含めて行わなければならない事案だというふうには思っていた。
- ・ 紺谷議員は——今日も来ているが、この会計年度任用職員の制度が始まる前、2019年から今年の3月まで8回にわたって、委員会も含めて質疑している。それと4月7日の資料と紺谷議員の本会議や委員会の資料と見比べながら、ちょっと今、精査してきたけれども、見れば見るほどちょっと腹立たしくなっている。ということで、ちょっといろいろ質問したいというふうに思う。
- ・ 先ほど、福島委員のほうから本人からの申し出があったというふうにあったけれども、その経過について、ちょっとお知らせしてほしい。いつ本人から申し出があつて、どういうふうに対応してきたのか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 令和3年の8月に、令和3年の10月以降の北海道最低賃金額が示されたことを受け、本市の会計年度任用職員の給料や報酬の水準を人事課のほうでも確認しており、その時に下回る職員がいるということが判明した。そのときにちょっと定かではないが原部のほうからも、職員からの問い合わせがあったというふうには聞いている。

#### ○市戸 ゆたか委員

- ・ 2021年——令和3年の10月以降に最低賃金がまた変わったよね、889円に。それ以降に給料を御本人がいただいて、そして最低賃金が下回るってということがわかったのか。先ほどの令和3年——2021年8月の時点で、もう既に総務部のほうでも気がついていたというふうに受け止めていいか、どちらか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ この段階で気がついていた。（「どの段階か」の声あり）令和3年8月に10月以降の最低賃金額の情報があり、その時点で気がついていた。

#### ○市戸 ゆたか委員

- ・ 気がついていたけれども、それにはどうしていいかわからないまま調査しながら動いていたから、2021年——令和3年10月の最低賃金が変わった以降も、同じく支給してしまったということで、分かっていたけれども、変更せずに支給していたということである。それもまたちょっとお粗末だなというふうに思うが、それは先ほども言ったように、何度もうちの紺谷議員のほうから指摘されてきた——会計年度任用職員はこんなに懸念される課題があるんだよと。ここでいっぱいあるけれども、その給料の問題とか業務の内容、昇給、それから休暇制度の考え方、フルタイム、パート職員のあり方、最低賃金を下回ることがあるんじゃないかということまで指摘されているけど。
- ・ それで私、腹が立ったというのは、今年の3月の議会で紺谷議員のほうからいろいろ質問があつて、当時の小山内前総務部長が、会計年度任用職員は3種類の時間帯があると——一般事務職員の時間給は960円だと、専門職は2,109円だというふうに答弁している。だからこの時点では最低賃金を下回っていないというようなことを答弁している。
- ・ だけど、もう去年の9月30日には技能労務職員に、もしくは令和3年8月の時点ではもう技能労務職員の最低賃金を下回るということが分かっていることであり、ある意味、それこそ先ほど隠蔽という言葉が出たけれども、隠蔽と言わざるを得ないような状況で議会での答弁をしている。そういった意味で、今、総務部長は替わっているから当時の総務部長に聞くことはできないけれども、どういうことで、そういう答弁をしたのかというふうにちょっと疑問が残る、本当に。その当時もいたのは、土生次長さんと葛西課長さんで、答弁を書いたのは多分お二人だというふうに思うけど、そこらへんはどういう思いでいたのか。

#### ○総務部次長（土生 明弘）

- ・ 今、手元に答弁書を持ち合わせてないので、詳細な部分はちょっと記憶になってしまうけれども、確かに最低賃金は大丈夫なのかという趣旨で、御質問をいただいたというふうに思う。その際、一般事務職だとか専門職というような事例でお答えをさせていただき、その時点ではそれらの職種については下回っていなかったと。また、その技能労務についても一定の是正の手続きを取るということで最低賃金を下回らないようにすると、一部の方々に対しての支給が終了してなかったという事実はあったが、そのことも含めて是正をさせていただいた結果、下回るものがなくなるという認識で御答弁をさせていただいたところであるけれども、市戸委員の御指摘については、そのとおりでというふうに思う。その当時は公表をしなければというようなどころになかなか思いを至らせることができなかったということで、反省しているところである。

#### ○市戸 ゆたか委員

- ・ 反省しているということで、先ほども福島委員のほうからいろいろとその経過については聞いたので、これ以上言わないけれども、やはりそもそも隠蔽したとかする前からその会計年度任用職員の技能労務職もしくは技能労務補助職——そういう人たちの給料が、本当に最低賃金の本当にギリギリのところの給与体系になっているというふうに思う。それが毎年毎年、最低賃金が変わるごとに変えていかなければならないような最低賃金に近い給与体系だというふうに思うけど、今後、この事例を基に、やはり会計年度任用職員のきちんとした給与体系、労働条件も含め——国会でも国会の議事録いろいろ見たけど、今まさに今の国会でも会計年度任用職員の給与、手当をめぐって議論してるわけである。総務省からいろいろ通知は入ってるというふうに思うけど、手当もやっぱり全国的に問題になってると、要するに低いということだね。ということなので、今後、根本的な給与体系について見直していく、お考えはあるのかどうなのか確認したいと思う。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 今、市戸議員がおっしゃったとおり、今、国のほうでも検討を進めているところで、給与のみならず、処遇だと休暇等——そういったものに関しても、国の状況を見ながらにはなるけれども、適正に対応していきたいというふうに考えている。
- ・ 技能労務補助職が一番低い報酬の基準ということになっており、そこが北海道の最低賃金の上がり幅を考えるとギリギリの状態になっているというのも事実なので、その辺りも十分に踏まえながら検討していきたいというふうには考えている。

#### ○市戸 ゆたか委員

- ・ ぜひ前向きに、これを機会にと言ったら語弊があるけれども、本当に残念なことに労働基準監督署から指摘されたというあたりでは、本当に私も残念だというふうに思う。そういった意味では、もう一度、やはりきちんと会計年度任用職員の制度について給与も含めて御検討いただきたいし、私たちが心配しているのは、正職員と会計年度任用職員の比率——それも紺谷議員のほうからずっと指摘されているので、そこら辺ももう一度しっかりと議論していただいて——要するに今、比率でいうと正規職員が2,017名で74%、会計年度任用職員が727名で26%と、今回の3月の議会で答弁しているので、この比率はずっとここ何年間かわらざうということなので、私たちが心配しているのは会計年度任用職員——要するに非正規労働者に近いそういうギリギリで給与をもらって生活している職員がたくさんになっていったら、また本当に市のサービスも含め、いろんな意味で支障をきたすのではないかと、本当にそういうふうにいるので、その比率も含めて——今日この議題にはちょっと関係ないけれども、今後の課題ということで指摘しておきたいというふうにいる。

#### ○工藤 篤委員

- ・ お二方の話を聞いて考えてみれば、これはとんでもないことである。
- ・ それで基本的なことは、私は知識がないので教えてほしいが、この賃金を決めるときにはどういうふうにしているのか。これは2020年からの課題であるが、この賃金を決めるときにはどういう措置をしていたか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 給与自体は会計年度任用職員の条例で給料表を定めており、その給料表の内容は正規職員のものと同じ水準になっている。その給料表に対して、今度は規則で採用時の初任給を定めている。給料表の

どこの級のどこの号に該当するかということを規則で定めている。そのような方法で報酬決定しているところである。

○工藤 篤委員

- ・ 数値的にどういうふうにして決めているのか。条例でももちろん決めないと給与は払えないから。数値的にどういうふうに、だからどこを基準にして、この技能労務職の賃金を決めているのかということをお願い。

○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ まず、会計年度任用職員の技能労務職とか専門職とか、そういった正規職員の新規採用をそれぞれしたときに、例えば専門職の資格職であれば、大学を出ないと取得できないような資格であるとかというようなことを設定して、正規職員と同様の水準で初任給のときに決定する号級というのは決めている。
- ・ 技能労務職員についても、同じように相当するその学歴等を判断している。
- ・ その他に、例えば職歴だとか経験だとかそういったもので加算する措置みたいなものも定めている。

○工藤 篤委員

- ・ それは分かる、それは当たり前のことだから。ただこれ最低賃金になったという、下回ったという状況だが、ここに至るときに初任給なら正職員の初任給に対して何%の額に決めたんだとか、最低賃金を下回ることをしないようにするためにこの数値を使ったという具体的なその数値をお願い。

○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 最低賃金額が時給で示されているので、それに対して、労働時間数をかけて、それを月額であれば月額の月で割るといったようなそういう措置をしている。

○工藤 篤委員

- ・ もう少し素人に分かるように話してほしい。給料表はもちろんさっきおっしゃったように学歴とか、その職歴以外にも経験したものをいろいろ計算して出す。
- ・ しかし、これは行政職員の初任給なら初任給を基準にして、これを単価にするとこういうふうになると。そこを基準にしてこの技能労務職員の給料を決めたというふうになるのか。その辺を教えてもらわないと、なんで最低賃金を下回るような結果になったのかということが、私ども分からないので端的に教えてほしい。

○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 技能労務補助職の給料は会計年度任用職員用の技能労務職の給料表を定めており、そこに適合する号級というのを規則で定めている。その部分に関して、あとはそれぞれの会計年度任用職員の勤務時間で給料表に定まっている時間というのが、我々フルタイムと同じ時間帯になっているので、パートタイムの会計年度任用職員に関しては、それぞれの会計年度任用職員の時間で割りかえして、それぞれに対応した賃金になるように補正というようなやり方をしている。

○工藤 篤委員

- ・ ちょっと質問と答弁がずれている。
- ・ 確かにこれは資料を見ると、月額の週何時間の場合で云々と書いている。それを計算するよね、もちろん。最低賃金を下回ることは、その計算によってあり得ないはず、違法行為だから。だから、そ

この基準というものをどういうふうに計算してやっていたのか。それをやっていたら、こんなことは起こりえない、本来は。そこを怠っていたから、こういう事態になったのでないか。そのためにはやっぱりこの技能労務職員というのはそれぞれ賃金が違ってくるのか、一緒なのか——一緒なんですよ。一緒なんだから、最低技能労働職員の人の職歴とか、学歴とか、それは全く関係ないわけですよ。だから、さっきおっしゃったところは該当しない。

- ・ 正職員だけそういうものに対しては、さっきおっしゃったような形の中で、初任給を決める。初任給を決めて、その自治体における給料表になっている。そこには全くこの人は関係ないことである。問題はこの賃金を決める時にどのような計算をして、こういうふうにしたのか。そしてもう一つ言わせてもらえれば、毎年どのように変遷するのか。これをちゃんとやっていたら今回の問題は起こらなかった。その基本中の基本を教えてくださいと言っている。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ 技能労務職員の給料の号給というのは、先ほども申し上げたとおり規則で決まっているので、基準となる月額給料というのはもう定まっている。それに対してパートタイム技能労務職員の方だと、例えば週の労働時間数が我々は週5日勤務だけれども、4日になっていたりとか6日になっていたりとかという方もいる。勤務時間も例えば何名かで交代勤務して、シフトのような形になっていて勤務時間が週によってもバラバラになるというような方も中にはいる。
- ・ あと施設の関係だと、お休みが我々は土日が原則休みだが、それがずれている、休館日等に合わせているという方もいて、そういった観点から時間数の換算をするときに年間の総労働時間数の捉え方をちょっと我々が誤っていた部分がある。それが影響してちょっと下回っているというような事態が発生したものである。

#### ○工藤 篤委員

- ・ 今の答弁で少し分かった。つまり、技能労務職員はそれぞれの時間なりでもって対応している。それを1年間の総労働時間で割って、時間当たりの賃金を出すということだよ、そういうことだよ。
- ・ なぜ、そうした最低賃金を下回るような、そういう事務的な誤りをしたのか。そのところをきちんとしなければ、また同じようになるよ、これ、私はそう思う。
- ・ 確かさっきの資料を見ると、労基署の違反事項になると令和2年6月1日からである。つまり、令和2年ということは、当初からなんだね、考えてみればね。当初から間違ってた、そうだよ、そういう意味では。別に令和3年8月に分かったんじゃない、当初から間違った措置をしていたんだ。そのことをきちんと具体的にどうしてこうなったのかということを検証しないと納得できない。その辺のことをどう思うか。

#### ○総務部人事課長（葛西 亘）

- ・ これまで我々が給与報酬の決定をする段階では、我々常勤職員のように、例えば週5日勤務の基準に考えると年間の週の労働が52週であるとか……。 （「そんなこと聞いてるんでない。そんなのはさっき協議したから分かってる。分かってて質問している。」と工藤篤委員） そのようなちょっと機械的な計算方法、算定で求めてしまっていたというのが原因で、実際そういった変則勤務の方に関しては、1日、1日積み上げなければ正確な年間の労働時間数が把握できないというような形になるけれども、そういったやり方をしていなかったということになる。

### ○工藤 篤委員

- ・ 分かった、原因が。個々に総労働時間を計算をして、1時間当たりの単価を算出してなかった。一律で算出してなかったもんだから算出していないということは最低賃金との比べもしていなかった。そういうことなんだね、今回の誤りは。ということは、個々の技能労働職員の個別表をやっぱりきちんと作って対応していかなきゃならないんだということである。そして最低賃金は毎年10月から変更になるから、そここのところをやっぱりきちんと整理をしていかないと。結局、整理をしていって、下回っていた場合については、そこでやっぱりきちんと遡及してやる。そういう措置をしていかなきゃならんということだね。分かったので、今後はそのようにしてほしい。

### ○委員長（島 昌之）

- ・ 他に御発言あるか。（なし）
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえて、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 理事者は退出願う。

（総務部 退室）

- ・ 議題終結宣言

---

## 2 その他

### ○委員長（島 昌之）

- ・ 次に2のその他だが、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時28分散会